

環 境 課

環境課では、大量生産・大量消費の従来型社会を見直して循環型社会の実現を目指すための「環境活動推進事業」、大気汚染や水質汚濁を防いで生活環境を保全するための「公害対策事業」、廃棄物の排出を減らしリサイクルや適正処理を推進するための「廃棄物対策事業」、県民の共有財産である温泉資源を大切に利用していくための「温泉保護適正利用事業」、などを主な業務としている。

1 環境活動推進事業

- (1) 環境保全活動支援事業費補助金制度
- (2) やまなしエコティーチャーの派遣事業
- (3) 山梨県地球温暖化対策実行計画
- (4) やまなしエコライフ県民運動推進事業
- (5) やまなしクリーンキャンペーンの推進
- (6) 環境教育
 - ①水生生物調査

2 公害対策事業

- (1) 大気保全
 - ①大気汚染防止のための規制
 - ②大気汚染状況の常時監視
 - ③光化学スモッグ緊急時対策
- (2) 水質保全
 - ①水質汚濁防止のための規制
 - ②浄化槽
 - ③地下水資源保護及び地盤沈下防止対策
- (3) 土壌汚染対策
- (4) ダイオキシン類対策

3 廃棄物対策事業

- (1) 廃棄物の適正処理推進
 - ①一般廃棄物
 - ②産業廃棄物
- (2) リサイクルの推進
 - ①容器包装リサイクル
 - ②家電リサイクル
 - ③自動車リサイクル
 - ④建設リサイクル

4 温泉保護適正利用事業

- (1) 温泉掘削・温泉利用

5 その他

- (1) 公害等苦情対応
- (2) 廃棄物対策連絡協議会の運営
- (3) 環境放射能の定点調査

1 環境活動推進事業

県民・事業者・行政が環境意識を深め、環境に配慮した行動を実践して、環境問題の解決に向けた活動ができるよう、市町村等が実施する事業への補助、研修会へのやまなしエコティーチャー（講師）派遣、やまなしクリーンキャンペーン（環境美化活動）、などを実施している。

（1）環境保全活動支援事業費補助金制度

市町村等や公共的団体などが実施する環境の保全と創造に資する事業を支援促進するため、県が経費の1/2を補助している。

平成30年度実績

市町村名	事業内容	県補助額(千円)
甲府市	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽エネルギー体験教室 ・保育園(所)・幼稚園における環境教育事業 ・環境学習講演会 ・環境教育プログラム ・環境副読本の作成 ・緑のカーテン 	799
韮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向け環境講座 ・親子環境学習会 ・キッズISOへの取り組み ・緑のカーテン設置事業 	479
南アルプス市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育推進事業(環境についての講演会) ・地球温暖化対策事業(エコポイントを使ったエコチャレンジ) ・地球温暖化対策事業(みどりのカーテン) 	867
昭和町	<ul style="list-style-type: none"> ・環境副読本配布 ・環境保全ポスター標語コンテスト ・環境保全推進大会 ・エコしようわ2018 	534
合計		2,679

(2) やまなしエコティーチャーの派遣事業

民間団体や学校等が開催する環境保全及び創造に関する研修会などへ、県に登録しているやまなしエコティーチャー(講師)を派遣することで、県民の環境保全及び創造に関する理解を深め、意欲の増進に資することを目的としており、主催者から申請があった場合には講師謝金(一定額)と旅費を県が負担している。

平成30年度事業 22回 202,042円補助

申 込 者	研 修 内 容
イオンスタイル甲府昭和	発電体験とエコクイズ
山梨学院大学法学部	企業の環境対策
中央市立玉穂保育園	エコ学習会
木犀会	水質問題
中央市立田富第一保育園	エコ学習会
中央市立田富第二保育園	エコ学習会
イオンスタイル甲府昭和	エコクッキング体験
韮崎市中央公民館	韮崎市甘利山リトルキャンプ事業
中央市立田富北保育園	エコ学習会
中央市立田富第三保育園	エコ学習会
北新児童センター	エコ発電
敷島保健福祉センター	ホテルなど自然保護
中央市立豊富保育園	エコ学習会
南アルプス市立白根百田小学校	環境集会
みかさこども園	地球温暖化学習会
双葉西小学校	芋掘り体験教室
玉穂南小学校	エコ発電
日野春保育園	秋の森散策とクラフトづくり
双葉西小学校	干し芋体験教室
竜王北小学校	エコ発電
榎いきいきサロン	エコ肩たたき棒作製
GRACE	ゴミ問題

(3) 山梨県地球温暖化対策実行計画

人類が直面する喫緊の課題である「地球温暖化問題」に県として積極的に取り組み、国の京都議定書の目標達成に貢献するとともに、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。

(4) やまなしエコライフ県民運動推進事業

マイバッグの持参やマイはしの利用促進など県民の日々の生活におけるエコ活動を支援・推進する店舗等を「やまなしエコライフ県民運動推進店」として平成22年10月から登録し、地球温暖化の防止対策や循環型社会の実現に向けた取り組みを推進している。

- 1 マイバッグ運動 2 マイはし運動 3 マイボトル運動
- 4 リユースびん運動 5 エコドライブ運動 6 緑のカーテン運動
- 7 環境家計簿運動

(5) やまなしクリーンキャンペーンの推進

県が提唱している、「子供から高齢者までの県民参加による環境美化のための一斉活動日」に合わせて、身近な場所での環境美化に取り組む一斉活動を行った。

また、ごみ減量・リサイクルキャンペーン(街頭啓発)を6月22日に、イオン甲府昭和店で実施した。

平成30年度事業

実施ヶ所	1ヶ所
参加人数	90人

(6) 環境教育

①水生生物調査

身近な河川の水質汚濁の指標となる水生生物調査を小中学校や市町村とともにに行い、水質汚濁の原因を考える機会として実施している。

平成30年度調査結果

実施主体	調査河川	調査結果
韮崎市立韮崎東 中学校科学部	塩川	水質階級 I

(水質階級)

- I きれいな水
- II 少しきたない水
- III きたない水
- IV 大変きたない水

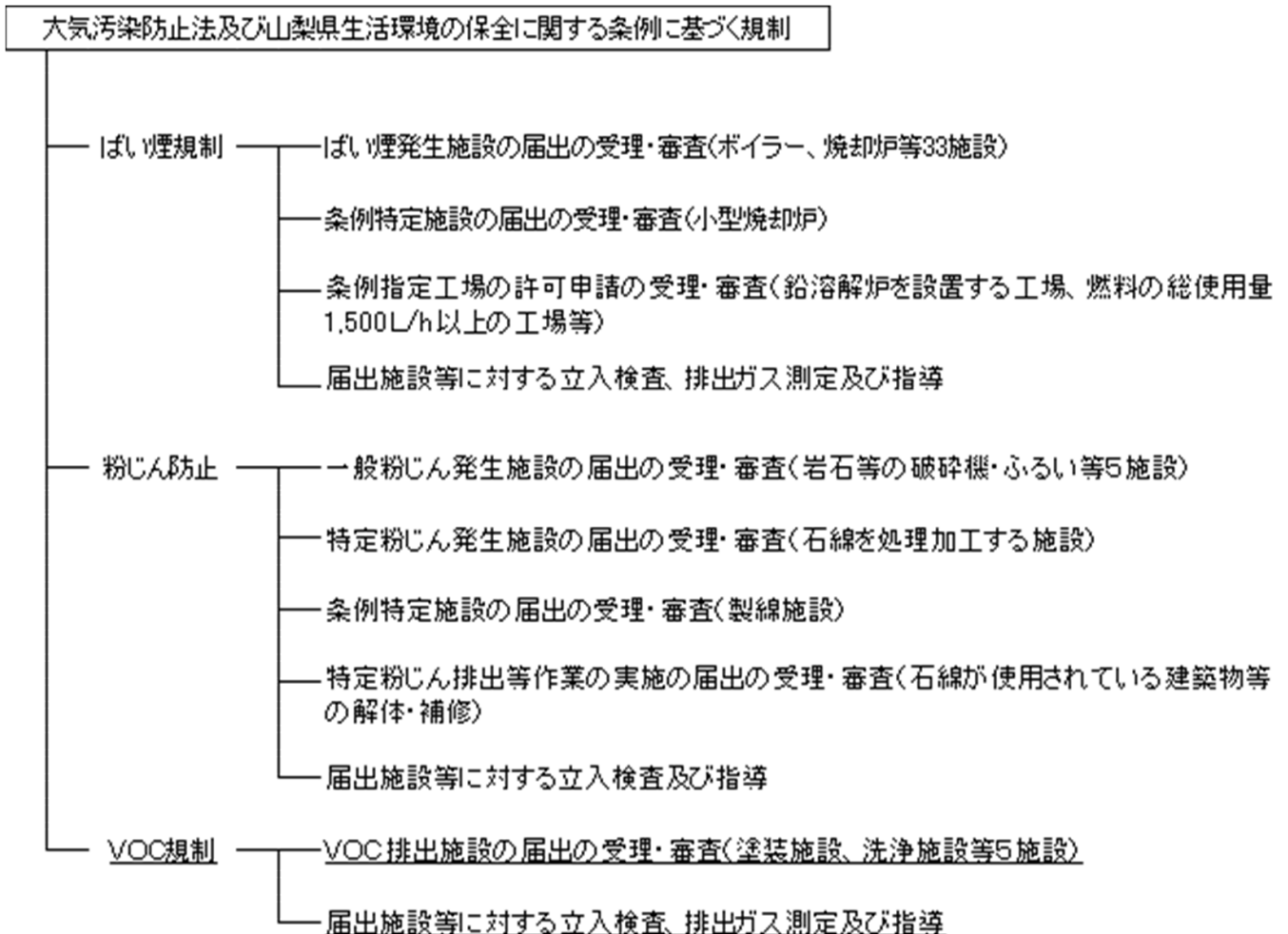
2 公害対策事業

地域の生活環境を保全するため、「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」などの公害関係法令に基づき、届出施設などに対して立入検査による監視・指導等を実施するとともに、生活排水対策の一環として、浄化槽の適正管理の指導を行っている。

(1) 大気保全

①大気汚染防止のための規制

大気汚染防止法等により「ばい煙」、「揮発性有機化合物」及び「粉じん」の排出抑制を行っている。



(注) VOCとは、揮発性有機化合物(volatile organic compounds)をいう。
下線部については、森林環境部大気水質保全課で執り行っている。

大気汚染に係る特定施設等に係る届出状況

平成30年度

種別	設置届(申請)	構造等変更届(申請)	使用届	実施届	廃止届	氏名等変更届	承継届
大防法	ばい煙	31	1			38	4
	一般粉じん	2				1	
	特定粉じん排出等作業			55			
	水銀発生施設			13	1		
県条例	ばい煙					1	
	粉じん						
	指定工場			1			
合計	33	1	14	55	29	40	4

大気汚染に係る特定施設等の設置状況

平成31年3月末現在

種別	大気汚染防止法									山梨県生活環境の保全に関する条例				
	ばい煙発生施設				一般粉じん発生施設		水銀発生施設			特定施設			指定工場	
	ボイラー	廃棄物焼却炉	ガスタービン・ディーゼル機関	その他	事業所数	堆積場等	事業所数	商業物焼却炉等	事業所数	ばい煙	粉じん	事業所数	有害	1500L/h以上
甲府市	237	3	75	5	155			3	2					
韮崎市	68	3	23	8	38	35	3	3	2		3	2		
南アルプス市	123	4	18	14	53	146	18	4	3	2	13	8		1
北杜市	223	2	27	27	98	16	6	2	2	4	4	6		2
甲斐市	40		7	2	29	9	3			1		1		
中央市	79	5	25		33	2	2	5	3	4		4		3
昭和町	48		16	8	27						1	1		1
合計	818	17	191	64	433	208	32	17	12	11	21	22	0	7

大気汚染に係る特定施設等への立入検査等の状況

平成30年度

種別	区分	立入検査数	検体採取数	基準違反数	改善指導数	改善勧告数	改善命令数
大防法	ばい煙	67	12	0	0	0	0
	一般粉じん	0		0	0	0	0
	特定粉じん排出等作業	53		0	0	0	0
	水銀排出施設	1	1	0	0	0	0
県条例	ばい煙	1	0	0	0	0	0
	粉じん	0		0	0	0	0
	指定工場	0	0	0	0	0	0
合計		122	13	0	0	0	0

②大気汚染状況の常時監視

大気の汚染状況を把握し、公害を未然に防止するため、大気汚染状況常時監視測定局を設け、大気汚染の状況を24時間態勢で監視している。

全県で12箇所、うち管内では5箇所に設置されており、本庁の大気水質保全課に各種大気汚染物質の濃度データを集め、解析する。

大気汚染状況常時監視測定局の設置場所及び測定項目

局名	設置場所	測定項目							
		SO ₂	CO	SPM	PM _{2.5}	NO ₂	O _x	NMHC	WDWS
甲府富士見	衛生環境研究所	○		○	○	○	○	○	○
韮崎	北巨摩合同庁舎			○		○	○		○
南アルプス	若草健康センター			○		○	○		○
甲府市役所自動車排ガス※	甲府市役所※		○	○	○	○			○
国母自動車排ガス	甲府市地方卸売市場		○	○	○				○

SO₂: 二酸化硫黄、CO: 一酸化炭素、SPM: 浮遊粒子状物質、PM_{2.5}: 微小粒子状物質、NO₂: 二酸化窒素
O_x: 光化学オキシダント、NMHC: 非メタン炭化水素、WDWS: 風向風速

※平成29年12月末に県庁から移設。局名も県庁自動車排出ガス測定局から変更された。

③光化学スモッグ緊急時対策

「山梨県光化学スモッグ緊急時対策要綱」に基づき、県内各地に設置された大気汚染状況常時監視測定局で測定した光化学オキシダントの濃度が上昇し、気象条件からみて注意報発令基準値に達すると想定される場合には「光化学スモッグ予報」を、0.12ppm以上で推移する場合には「注意報」を、それぞれの測定局が設置されている地域ごとに発令し、市町の防災無線等を通じて住民や学校等に、「なるべく屋外に出ないこと」や「屋外での過激な運動を避けること」などを呼びかけている。

光化学スモッグ注意報の発令日数等

平成30年度

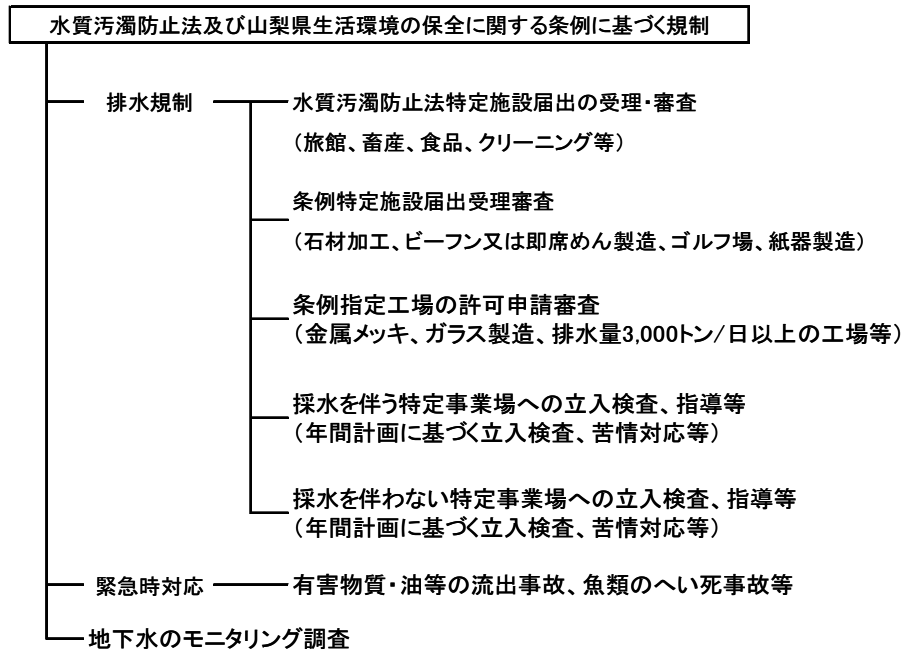
地域	注意報発令日数	予報発令日数	人的被害の届出数
甲府	0 (0)	0 (0)	0 (0)
韮崎	0 (0)	0 (0)	0 (0)
南アルプス	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)

()内は前年度の状況

(2) 水質保全

①水質汚濁防止のための規制

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に基づき、工場・事業場の排水規制を実施している。



水質汚濁に係る特定施設等に係る届出状況

平成30年度

種別	設置届 (申請)	構造等変更届 (申請)	使用届	廃止届	氏名等 変更届	承継届
水質汚濁防止法	27	32	0	24	33	6
県条例	特定施設	0	0	0	0	0
	指定工場	0	22	0	5	0
合計	27	54	0	25	38	6

平成31年3月末現在

種別 市町村名	水 質 汚 濁 防 止 法									山梨県生活環境の保全 に関する条例		
	畜 産 関 係	食 品 関 係	生 コン ・砂 利	メ ッ キ ・表 面 処 理	旅 館 業	ク リ ー ニ ン グ 業	廃 棄 物 関 係	そ の 他	合 計	特 定 施 設	指 定 工 場	合 計
韮崎市	8	16	15	12	33	13	1	45	143	4	3	7
南アルプス市	10	33	26	21	49	21	0	52	212	9	8	17
北杜市	45	48	12	11	527	10	0	80	733	2	5	7
甲斐市	16	15	5	13	44	16	0	61	170	8	3	11
中央市	26	10	2	3	3	10	1	34	89	4	1	5
昭和町	4	2	2	14	6	8	1	35	72	2	3	5
合 計	109	124	62	74	662	78	3	307	1,419	29	23	52

水質汚濁に係る特定施設等への立入検査等の実施状況

平成30年度

種別	区分	施設数	立入 検査数	検体 採取数	基準 違反数	改善 指導数	改善 勧告数	改善 命令数
	水質汚濁防止法		1,419	83	74	4	2	1
県 条 例	特定施設	29	0	0	0	0	0	0
	指定工場	23	14	0	0	0	0	0
合 計		1,471	97	74	4	2	1	1

②浄化槽

河川や湖沼などの水質汚濁の原因の約7割が、私たちの家庭などから生じる生活排水であると推定されている。

その対策として、浄化槽法の改正により、平成13年以降に新たに設置する浄化槽は、し尿だけでなく台所や洗濯、風呂などからの排水もまとめて処理できる合併処理浄化槽とすることが義務付けられた。

県では、浄化槽の設置(変更)届の受理、保守点検業者の登録審査、設置者への保守点検や法定検査の実施指導、立入検査などのほか、市町村が行う浄化槽設置整備事業の経費への補助などにより、適正管理の推進と普及率の向上を目指している。

浄化槽設置基数及び保守点検業者登録数

平成31年3月末現在

市町村名	浄化槽設置基数	浄化槽保守点検登録業者数	市町村名	浄化槽設置基数	浄化槽保守点検登録業者数
甲府市	4,910	20	甲斐市	13,354	10
韮崎市	13,856	3	中央市	2,066	3
南アルプス市	12,090	9	昭和町	1,399	6
北杜市	29,465	10	計	77,140	61

国の交付金制度による浄化槽設置状況

平成31年3月末現在

区 分	実施市町村	累計設置基数	平成30年度設置数
浄化槽設置整備事業	甲府市	314	21
	韮崎市	119	29
	南アルプス市	44	22
	北杜市	614	111
浄化槽市町村整備推進事業	甲斐市	67	3

(浄化槽設置整備事業)

下水道の事業計画が認可されていない区域での生活排水による公共用水域(河川など)の水質汚濁を防止するため、個人が浄化槽を設置する際に費用の一部を市町村を通じて助成(国・県・市町村が1/3ずつ)する。

また、同区域内で生活排水処理を緊急に促進する必要があるため、市町村が主体となって浄化槽を設置する場合には、全費用の1/3を国が補助し、使用者(住民)が1/10程度を負担したうえで、使用者に貸し出し、使用料金を徴収する。

浄化槽設置届出及び立入検査状況

平成30年度

届出件数	立入検査数	水質検査数	改善指導数
492	24	23	7

浄化槽保守点検業者の立入検査状況

平成30年度

登録業者数	立入検査数	改善指導数
61	26	1

③地下水資源保護

重要な資源である地下水を保護するため、健全な水循環の維持に資することを目的とした「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を定め、揚水設備設置者に対して必要な指導を行っている。

届出対象揚水設備・・・揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備
届出対象地域・・・県内全域(ただし市町村で条例を定めている場合は、市町村条例を適用)

※条例を定めている市町村(中北管内のみ)・・・北杜市、中央市、昭和町

(3) 土壌汚染対策

有害物質による土壌の汚染に伴い、人の健康への影響が生じないよう、有害物質を使用している工場や事業場に対して、有害物質の適正管理などについて指導している。

また、「土壌汚染対策法」で事業者に義務付けられている調査等により土壌汚染が確認された場合には、汚染の程度や範囲などを確認したうえで、汚染物質の除去等の改善措置が確実に実施されるよう指導する。

土壌汚染対策法に基づく調査の施行状況

平成30年度

関係条	施行内容	件数
第3条	有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	13 (163)
	上記のうち、施設設置者以外に土地の所有者がある場合(通知件数)	3 (34)
	土壌汚染状況調査の結果報告件数	1 (11)
	土壌汚染状況調査を実施中の件数 ※	0
	都道府県知事の確認により調査猶予がされた件数	8 (142)
	上記確認の手続き中の件数 ※	0
	法施行規則附則第2条の経過措置適用件数	0 (0)
	その他(調査を実施するか、確認の手続きをするか検討中等)※	0 (1)
	法第3条調査の結果から指定区域として指定した件数	1 (7)
第4条	一定の規模以上の土地の形質の変更届出の件数	36 (360)
	調査命令を発出した件数	0 (2)
	土壌汚染状況調査の結果報告件数	2 (7)
	土壌汚染状況調査を実施中の件数 ※	0
	法第4条調査の結果から指定区域として指定した件数	0 (1)
第5条	調査命令を発出した件数	0 (0)
	土壌汚染状況調査の結果報告件数	0 (0)
	土壌汚染状況調査を実施中の件数 ※	0 (0)
	法第5条2項に基づき知事が自ら調査した件数	0 (0)
	法第5条調査の結果から指定区域として指定した件数	0 (0)
第6条	要措置区域として指定した件数	0 (9)
	要措置区域として指定したが土壌汚染が除去(全部)され全部解除した件数	0 (1)
	要措置区域として指定したが土壌汚染が除去(一部)され一部解除した件数	0 (3)
第7条	措置命令の発出件数	0 (10)
第9条	土地の形質を変更しようとする届出件数(法第9条第1項)	0 (0)
	指定時に既に着手されていた土地の形質変更についての届出件数(法第9条第2項)	0 (0)
	非常災害のための応急措置についての届出件数(法第9条第3項)	0 (0)
第11条	形質変更時要届出区域として指定した件数	2 (16)
	形質変更時要届出区域として指定した土壌汚染が除去(全部)され全部解除した件数	1 (5)
	形質変更時要届出区域として指定した土壌汚染が除去(一部)され一部解除した件数	0 (1)
第12条	形質変更時要届出区域内における形質変更届出件数	2 (14)
	経過措置による土地の形質変更についての届出件数	0 (0)
	非常災害のための応急措置についての届出件数	0 (0)
第14条	自主調査により基準を超過した土地の指定の申請件数	2 (13)
第16条	汚染土壌の搬出時の届出の受理	3 (13)
その他	法改正(平成22年3月31日)までに指定区域に指定された後、指定が解除された件数	0 (1)

※平成31年3月末現在

注 ()内の数値は、法施行日(平成15年2月15日)以降、平成31年3月末までの累計

(4) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類による環境汚染を防止するため、「ダイオキシン類対策特別措置法」や「廃棄物処理法」に基づき、ダイオキシン類を発生するおそれのある廃棄物焼却炉や金属溶解炉などの特定施設への立入検査や自主測定結果の把握を行い、排出抑制を図っている。

ダイオキシン類に係る特定施設等に係る届出状況

平成30年度

種別	設置届	構造等変更届	使用届	廃止届	氏名等変更届	承継届
大気関係				1	6	2
水質関係						
合計				1	6	2

ダイオキシン類に係る特定施設等の設置状況

平成31年3月末現在

種別 市町村名	大気関係			水質関係		事業所数
	廃棄物焼却炉	アルミ溶解施設	その他	廃棄物焼却炉に係わる廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設	その他	
甲府市	4			3	1	3
韮崎市	4	2				3
南アルプス市	5					4
北杜市	6			1		5
甲斐市	1					1
中央市	11			1		8
昭和町						
合計	31	2		5	1	24

ダイオキシン類に係る特定施設等への立入検査等の状況

平成30年度

種別	立入検査数	採取検体数	基準違反数	改善指導数	改善勧告数	改善命令数
大気関係	13	1	1	24	0	0
水質関係	0	0	0	0	0	0
合計	13	1	0	24	0	0

3 廃棄物対策事業

廃棄物の不適切な取り扱いにより、人の健康被害や生活環境への影響が生じないよう、産業廃棄物処理業者(収集運搬業・処分業・処理施設)への立入検査や許認可事務、排出者である工場や事業場などの監視指導、排出事業者による廃棄物の排出抑制や循環的利用のための自主的な取り組みへの支援、市町村が設置運営するごみ処理施設等への立入検査、などを行っている。

(1) 廃棄物の適正処理推進

①一般廃棄物

家庭などから排出される一般廃棄物は市町村に処理責任があり、各市町村は、それぞれが策定した一般廃棄物処理計画に基づき、「排出量を減少するための取り組み」と「再資源化や焼却などの適正処理」を行っている。

県では、計画策定への助言や、市町村がごみ処理施設・し尿処理施設などを整備する際の技術的・財政的な支援のほか、施設への計画的な立入検査を実施し、適正管理のための助言を行っている。

ア) 市町村

一般廃棄物処理施設の設置状況(市町村)

平成31年3月末現在

市町村名	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ	ごみ燃料化施設	埋立処分施設	し尿処理施設
甲府市					3	1
北杜市						1
中巨摩地区 広域事務組合	1	1				1
峡北広域行政 事務組合	1		1			1
三郡衛生組合						1
計	2	1	1	0	3	5

施設数及び立入検査状況

平成30年度

種別	施設数 ※	立入検査数	指導数	焼却灰・水質 検査数	焼却灰・水質 不適数
ごみ処理施設	7	3	0	3	0
し尿処理施設	5	5	0	5	0

※ 平成31年3月末現在

イ) 民間

一般廃棄物処理施設(民間)

平成31年3月末現在

	焼却施設	粗大ごみ処理施設	資源化施設	その他
施設数	0	6	21	1

施設数及び立入検査状況

平成30年度

種別	施設数 ※	立入検査数	指導数	焼却灰・水質 検査数	焼却灰・水質 不適数
ごみ処理施設	27	19	0	0	0
最終処分場	1	2	0	2	0

※ 平成31年3月末現在

②産業廃棄物

産業廃棄物には、建設業や製造業などの事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、汚泥・がれき類・金属くず・廃プラスチック類など20種類が指定されており、汚泥とがれき類が(農業からの発生を除く)全排出量の約9割を占める。

廃棄物の多量排出は、その焼却によるダイオキシン類の発生・最終処分場の不足・不法投棄の増大などの問題を引き起こし、地域の環境汚染だけでなく、地球資源の枯渇など、深刻な影響をもたらすことから、県では、排出抑制やリサイクルの推進、発生から最終処分までの適正な処理などを、排出者や処理業者に指導するとともに、不適正な処理を行った事業者に対する改善指導を行っている。

ア)産業廃棄物処理業許可及び立入検査数

平成30年度

種別	許可事業者数 ※	立入検査数	改善指導数
産業廃棄物収集運搬業者	372	122	16
産業廃棄物処分業者	40	61	18
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	38	6	0
特別管理産業廃棄物処分業者	4	3	1
計	454	192	35
産業廃棄物処理施設	70	69	6
産業廃棄物排出事業者		696	125

※平成31年3月末現在

種別	施設数 ※※	立入検査数	改善指導数
最終処分場 ※	3	4	0

※ 設置の際、許可等が不要であった施設を含む
 ※※ 平成31年3月末現在

イ) 行政処分

平成30年度

行政処分の種類	違反事由	被命令者(種別)
取消	当該法人及び役員が、法第14条の3の2第1項第1号及び2号に該当したため。	A
取消	当該法人が、法第14条の3の2第1項第4号に該当したため。	A
取消	当該法人が、法第14条の3の2第1項第4号に該当したため。	A
改善命令	当該法人が、法第12条第1項の産業廃棄物の処理基準に違反したため。	F

※被命令者(種別)欄の入力は、次の記号とおとり。

- A: 産業廃棄物収集運搬業者
- B: 産業廃棄物処分業者
- C: 特別管理産業廃棄物収集運搬業者
- D: 特別管理産業廃棄物処分業者
- E: 産業廃棄物処理施設
- F: 産業廃棄物排出事業者
- G: 最終処分場(設置の際、許可等が不要であった施設)

(2) リサイクルの推進

①容器包装リサイクル

容器包装廃棄物は、家庭から排出される一般廃棄物の約半分を占めており、適正な処理が緊急の課題となっていたことを背景として、循環型社会の構築をめざしたリサイクルシステムを確立するため、①消費者による分別排出、②市町村による分別収集、③事業者による再商品化(リサイクル)、の各役割分担を規定した「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)」が平成9年4月に一部施行(平成12年4月に完全施行)された。

これに基づき、平成9年から、各市町村ごとに分別が開始されており、管内でも、全ての市町で住民や各種団体による分別収集が行われ、再生品の使用促進が図られている。

対象品目は、「無色のガラス製容器」「茶色のガラス製容器」「その他の色のガラス製容器」「紙製容器包装」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」「スチール缶」「アルミ缶」「段ボール」「紙パック」の10種類で、管内市町は全品目について分別収集を実施している。

②家電リサイクル

家庭や事業所から排出される家電製品のうち、冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機・ユニット型エアコンディショナー・ブラウン管式テレビの4品目は、全国で年間2000万台近く廃棄されていたが、①市町村が保有する設備や技術では再商品化(リサイクル)が困難、②資源を有効利用する必要があり経済的な再商品化が可能、③小売業者による円滑な収集等が確保できる、などの条件を満たすことから、平成13年4月に施行された「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」で特定家庭用機器廃棄物に位置づけられ、効果的なリサイクルと廃棄物の減量化が図られている。

この法律では、①排出者(消費者や事業者)が収集運搬と再商品化の料金を負担する、②小売業者は排出者からの引き取りと製造業者(メーカー)等への引き渡しの義務を負う、③製造業者等は再商品化する義務を負うこと、などが規定されている。

県では、このシステムの周知を図るとともに、4品目の家電製品が通常の廃棄物として埋立等により処分されることがないように指導しているが、有料化されたことから、これらの不法投棄件数が増加している。

③自動車リサイクル

年間約400万台(中古車輸出も含めれば約500万台)排出される使用済自動車は、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきた。

しかし、産業廃棄物最終処分場のひっ迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まってきた。また、最終処分費の高騰等により不法投棄、不適正処理の懸念も生じてきている状況となった。このため、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、新たなリサイクル制度を構築することが必要となり、平成17年1月1日に、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」が施行された。これにより、自動車の所有者はリサイクル料金を負担することになり、使用済自動車を登録を受けた引取業者に引き渡す。そして、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者が引取、引渡、処理を実施し、その後、国が認定した自動車製造業者・輸入業者がリサイクル等の処理を行っている。

業種別事業者数及び立入検査数・指導数 平成30年度

	登録・許可業者数 ※	立入検査数	改善指導数
引取業者	140	4	0
フロン類回収業者	42	6	0
解体業者	16	5	3
破砕業者	8	2	0
合計	206	17	3

※平成31年3月末現在

④建設リサイクル

建設廃棄物の排出量は全国で年間8500万トンにのぼり、産業廃棄物全体の約2割にあたるだけでなく、産業廃棄物の不法投棄の約6割を占め、さらに、最終処分場の残存容量が減少していることなどから、適正処理と再資源化の推進が強く求められてきた。

そこで、国では、平成14年5月に、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」を施行し、従来の建設物をそのまま重機等で解体（ミンチ解体）していた方法を改め、建築物の解体・新築・修繕などのうち一定の条件を満たした工事については、「対象建設工事」として事前に都道府県知事（現建設事務所）に届出を提出させるとともに、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートの4品目を「特定建設資材廃棄物」、木材が廃棄物となったものを「指定建設資材廃棄物」と規定し、基準に従った工事現場での「分別解体」と「再資源化」などを義務付けた。

県では、市町村と合同で解体現場等のパトロールを定期的を実施し、事業者へ建設廃棄物等の適正処理を指導している。

建設リサイクル法に基づく立入検査数・指導数

平成30年度

立入検査数	うち非飛散性石綿保有施設数	うち業務用冷凍空調機器保有施設数	改善指導数	うち非飛散性石綿保有施設数	うち業務用冷凍空調機器保有施設数
49	5	4	16	2	0

※立入検査は、管轄建設事務所と合同で実施

4 温泉保護適正利用事業

(1)温泉掘削・温泉利用

温泉の資源を保護し適正な利用を図るため、「温泉法」に基づき、事業者による温泉の掘削、利用、動力の設置などについての許認可事務を行うとともに、温泉施設から利用状況報告等の提出を求めている。

源泉・利用施設及び許可件数			平成30年度		
市町村名	源泉数 ※	利用施設数 ※	許可件数		
			掘削等 ※※	動力	利用
甲府市	109	53	2		4
韮崎市	12	10		2	2
南アルプス市	11	22			2
北杜市	44	45	1		1
甲斐市	19	19			
中央市	10	7			1
昭和町	10	9	1		1
計	215	165	4	2	11

※ 平成31年3月末現在

※※ 掘削等……掘削、増掘、採取許可、ガス濃度確認申請

源泉・利用施設立入検査数	平成30年度	
	源泉	利用施設
件数	39	27

5 その他

(1) 公害等苦情対応

住民等からの公害や廃棄物の苦情については、発生(行為)者に対し、原因の除去などの抜本対策を目指した指導を迅速に行い、問題の早期解決を図っている。

主な内容は、「廃棄物の野外焼却」「廃棄物の不適正保管」「河川への油の流出事故や魚類のへい死」などであり、多くの場合、管内市町と連携して処理にあたっているが、解決に長期間を要する事例もある。

公害等苦情対応				平成30年度			
	大気	水質	廃棄物	悪臭	騒音・振動	その他	合計
件数	10	20	15	5	1	25	76

(2) 廃棄物対策連絡協議会の運営

廃棄物の不法投棄等による不適正処理を未然に防止し、生活環境の保全を図ることを目的として、平成3年8月に設立された団体で、会則に基づき、専任の廃棄物監視員(2名)を設置している。

現在の組織構成は、市町(甲府市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市・昭和町)、所轄警察署、関係団体((社)山梨県産業廃棄物協会)、県(中北林務環境事務所及び中北建設事務所)で、廃棄物の適正処理に関する普及啓発、不法投棄防止等の一斉パトロールの実施、廃棄物監視員による通常パトロール、不法投棄物の撤去及び処理などの業務を行なっている。

監視員		パトロール状況		平成30年度	
監視延日数	不法投棄確認箇所数	不法投棄確認量(t)	撤去量(t)		
449	197	5.201	4.123		

(3) 環境放射能の定点調査

平成23年3月11日に起きた東日本大震災の津波による福島第一原子力発電所からの放射性物質の漏洩に伴い、国から放射線モニタリング調査を強化するよう全国に要請があり、本県においても広域的な調査を実施した。

上記モニタリング調査の結果、健康に影響のないレベルで推移していることがわかったものの、県民の身近な環境における放射線への関心は依然高く、不安感を払拭する必要があることから、県内4地点において「一般環境中放射線量率モニタリング計画」に基づき、毎月1回定点調査を実施している。

調査地点：北巨摩合同庁舎

調査日：毎月第3月曜日

調査結果：0.041～0.068 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ の範囲